

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月末までに
契約できなかった方の次世代住宅ポイント対象住宅証明の
受付延長についてのお知らせ

令和2年5月16日

新型コロナウイルス感染症の影響により事業者から受注や契約を断られるなど令和2年3月末までに契約できなかった方について、令和2年4月7日～令和2年8月31日^{※1}までに契約を行った場合、次世代ポイントの申請が可能となりました。

これに伴い当社では次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務につきましても同様に延長いたします。なお、証明書発行業務の受付につきましては令和2年8月7日(金)までといたします。

※1 申請期限前であっても、予算額に達し次第終了します。

・次世代住宅ポイント申請 対象期間

	工事請負契約	建築着手/工事着手	売買契約
新築 (注文住宅)	令和2年4月7日 ～ 令和2年8月31日	工事請負契約 ～	—
新築 (分譲住宅)	平成30年12月21日 ～ 令和2年8月31日	令和2年8月31日	令和2年4月7日 ～ 令和2年8月31日

※申請にあたっては、やむを得ず令和2年3月末までに契約ができなかった理由の申告が必要です。

詳しくは、次世代住宅ポイント事務局HP をご覧ください。